
食肉科研/行政情報等発信サービス

No.316 2022/5/9

1 食品衛生法等に基づく処分の理由の提示について

4月20日、厚生労働省は医薬・生活衛生局食品監視安全課長名をもって各都道府県等衛生主管部（局）長宛標記通知を出した。その主な内容は次のとおり。

標記については、「食品衛生法等に基づく処分の理由の提示について」（平成30年3月29日付け薬生食監発0329第1号。以下「平成30年通知」という。）にて、営業者に対して、営業の禁停止処分等の不利益処分を行う場合には、当該処分を通知する書面に、具体的事実関係と適用する法条の適用関係が明らかになるよう記載することが必要であるとお示ししたところです。

今般、行政手続法（以下「行手法」という。）第12条の規定に基づく処分基準（以下「処分基準」という。）を設定・公開する自治体において、食品衛生法第55条第1項の規定に基づく営業停止処分（条番号は当該処分時点のもの）をする際、当該処分の理由を通知する書面に、処分基準の適用関係を示さなかったことから、当該処分に対する行政不服審査法第2条の規定に基づく審査請求の裁決にて、行手法第14条第1項本文の要求する理由の提示として不十分であると指摘された例が見られました。

行手法第14条第1項本文に基づいて、どの程度の理由を提示すべきかは、平成30年通知記1に示す同項本文の趣旨に照らし、①当該処分の根拠法令の規定内容、②当該処分に係る処分基準の存否及び内容並びに公表の有無、③当該処分の性質及び内容、④当該処分の原因となる事実関係の内容等を総合考慮してこれを決定すべきであること。

<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T220421I0010.pdf>

2 3-アセチル-2, 5-ジメチルフランの取扱いについて

4月22日、厚生労働省は医薬・生活衛生局食品基準審査課長及び食品監視安全課長連名をもって各都道府県等衛生主管部（局）長宛標記通知を出した。その主な内容は次のとおり。

3-アセチル-2, 5-ジメチルフランについては、令和元年10月21日付け薬生食基発1021第1号・薬生食監発1021第1号「類又は誘導体として指定されている18項目の香料に関するリストについて」において、ケトン類に該当する物質として掲載されている。

この度、国立医薬品食品衛生研究所等において実施された3-アセチル-2, 5-ジメチルフランに関する一般毒性・遺伝毒性・発がん性包括毒性試験の結果等について、同研究所等に所属する安全性生物試験研究の専門家に意見を求めたところ、3-

アセチル-2,5-ジメチルフランについては、食品の着香の目的で使用する場合、人における発がんの懸念は高くはないと考えられるものの、遺伝毒性発がん物質である懸念が否定できないとされた。

このため、令和5年1月1日以降、添加物としての3-アセチル-2,5-ジメチルフラン並びにこれを含む製剤及び食品は、販売又は販売の用に供するための製造、輸入、加工、使用、貯蔵若しくは陳列を自粛するよう指導されたいこと。ただし、令和4年12月31日までに製造、輸入等された食品の販売にあつては、この限りではない。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000932544.pdf>